

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	49

時 期	令和3年2月18日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	子ども未来部 子ども政策課
項 目	社会福祉法人に対する指導監査について
監 査 結 果 （意見等） の内容	<p>社会福祉法人に関する事務については、基礎自治体への権限移譲方針に基づく第2次地域主権改革一括法による社会福祉法の一部改正により、平成25年4月1日に兵庫県から本市に移譲され、指導監査についても平成26年度から本市で実施しています。</p> <p>指導監査は、社会福祉法人指導監査実施要綱（国通知）、指導監査ガイドライン（国通知）及び宝塚市社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき実施されており、必要に応じて文書指摘、口頭指摘、助言を行い、監査の結果については市のホームページで公表しています。</p> <p>監査結果の公表内容について確認したところ、これまで市が実施した監査実施延べ件数、文書指摘件数及び主な文書指摘の項目程度の内容が記載されているのみで、実施年度、対象法人及び具体的な文書指摘内容は明確にされていませんでした。このことについて、「当初は年度ごとに結果を公表していたが、法人がどのような内容で指摘を受けているかが判明すると、当該法人の社会的評価が低下する恐れがあり、年度の区別なく一括で記載して公表するよう取扱いを変更した。」旨の説明を受けました。しかしながら、社会福祉法人指導監査実施要綱（国通知）においては「指導監査の結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としている。」とされており、現在の公表内容でこれらの目的を達成できるか疑問に感じざるを得ません。</p> <p>また、これまでの指導監査において、賞与引当金を計上していない法人に対して指摘が行われなかった事例がありましたが、このことについて、「指導監査ガイドライン（国通知）における『賞与引当金』の項目では、指摘基準が設定されていないためである。」旨の説明を受けました。しかしながら、賞与引当金の未計上は会計基準に則さない会計処理であり、指導監査ガイドラインにおける「会計の原則」に係る指摘基準で、「会計基準に則さない会計処理により計算書類の内容に重大な影響を与えた場合には、文書指摘を行うこととする。これらに該当する場合以外には、口頭指摘により改善を求める。」とされていることから、本来は文書指摘又は口頭指摘すべき事例なのではないかと考えます。</p> <p>なお、兵庫県内の他自治体においては、年度ごと、対象法人ごとの具体的な監査結果を公表している自治体や、賞与引当金の未計上について文書指摘としている自治体があることから、本市の公表内容及び指摘基準については一定の見直しを行う必要があるのではないかと考えます。今後、法人運営の適正化が図られ、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資する本市の指導監査の在り方について検討してください。</p>

<p>措置結果又は方針の内容（時期・内容等）</p>	<p><u>令和3年5月21日 措置通知</u></p>
	<p>社会福祉法人実地監査結果の公表については、公表する内容を見直し、直近3年分の実地監査を対象として、実施年度ごとに実施法人数、具体的な文書指摘の内容を公表することで健康福祉部と調整を行い、既に変更しています。対象法人については、現段階においては引き続き非公表とし、兵庫県並びに阪神各市の状況も注視しながら検討を行っていきます。</p>
	<p>また、賞与引当金の未計上に対する指摘基準については、兵庫県に確認を行ったところ、会計基準に則さない会計処理により計算書類の内容に重大な影響があるかどうかは数値的な基準があるわけではなく、個々の法人ごとに判断する必要がある旨の回答をいただきました。厚生労働省が作成した「令和元年度社会福祉法人指導監査担当者研修会」の資料においては、「文書指摘、口頭指摘、助言に分類する際のポイントとして検出事項の重要度合い及び改善見込みの2点の判断が分かれ目になること」、「検出事項の重要性は法人によって異なること」、「指導監査は適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る目的で実施されるものであって、検定や格付けを目的とするものではないため、法人とコミュニケーションを十分にとりながら見極める必要があること」の3点が述べられています。</p>
	<p>今後の実地監査においては、賞与引当金が未計上である場合はその理由について確認を行い、上記3点の趣旨及び指導監査ガイドライン（国通知）、兵庫県並びに阪神各市の状況を総合的に勘案して適切に指導を行っていきます。</p>
	<p>（添付資料）</p>
	<p>1</p>
	<p>2</p>
	<p>3</p>

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	50

時 期	令和3年2月18日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2財援 3工監 4随監 5住監 6決算 7例月 8その他
担当課	子ども未来部 子育て支援課
項 目	宝塚市ひとり親家庭生活学習支援事業（たからっ子みらい塾）について
監査結果 （意見等） の内容	<p>本市では、ひとり親家庭の子どもが抱える課題に対応し、生活習慣の習得支援や学習支援を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図ることを目的に、宝塚市ひとり親家庭生活学習支援事業（たからっ子みらい塾）として、児童扶養手当受給世帯の中学2年生、3年生を対象に無料の通塾を中心とした学習支援等を行っています。</p> <p>本事業は、宝塚市ひとり親家庭生活学習支援事業委託（以下「委託事業」という。）として、令和元年5月に実施されたプロポーザルにより選定された候補事業者（以下「事業者」という。）との間で業務委託契約が締結されています。プロポーザルの提案募集要項において、プロポーザル結果は3年間有効とされており、令和元年度及び令和2年度の委託事業の契約は事業者との間で特名随意契約による単年度契約が締結されていますが、これらの契約に係る決裁等を確認したところ、次のような問題が見られました。</p> <p>令和元年度の契約手続について、決裁に添付された見積依頼書は令和元年6月6日付けですが、事業者からの見積書提出日は令和元年6月3日となっており、日付の不整合が起きている。このことについて所管課に確認したところ、「たとえプロポーザルでの提案額と同額であっても、契約締結の際に必ず再度の見積書提出が必要であることを事前に事業者に話していたため、事業者から早めに提出があった。」旨の説明を受けました。</p> <p>また、決裁に添付された業務委託設計書では令和元年度及び令和2年度の間で一部の単価や積算方法に差異や増減理由が不明確な部分が見られました。これは選定事業者から徴取した見積書に記載された金額をそのまま流用して業務委託設計書を作成したことが主な原因と考えられます。業務委託設計書の作成に当たっては、仮に事業者からの見積書を参考に積算するとしても、単価や数量など一定の根拠を明確にしておく必要があります。今回のように前年度と同じ契約相手方との特名随意契約であっても、年度間で見積単価や見積内容に差異が見られる場合は内容を確認し、契約仕様内容に合致しているか、金額の増減額や理由が合理的なものであるか必ず確認を行ってください。</p> <p>令和2年度の契約については、令和2年10月5日付けで新型コロナウイルス感染症対策として、備品購入費10万円、消耗品費40万円の計50万円を追加する変更契約が締結されています。委託契約の変更契約を行う際の変更額は、変更設計額に当初契約時の落札率（契約額÷予定価格）を乗じて算出しますが、本契約においては50万円（内税）がそのまま増額されていたため、所管課に確認したところ、「落札率を乗じるのを失念していた。」旨の説明を受けました。この変更契約に係る増額分50万円にはコロナ対策としての補助金的な意味合いが強く、備品、消耗品を購入後の残金は精算することになっていますが、仕様内容、契約額の変更を行う際は慎重に行ってください。</p> <p>本委託事業の仕様書には、学習支援に関するだけでなく、利用者の学習面・生活面等へのアドバイス、利用者の保護者に対する養育・生活相談も支援内容として記載されていますが、事業者から提出された令和元年度実績報告書を確認したところ、長期欠席者に対して電話連絡を行った事例の一覧表が添付されているのみでした。所管課からも「利用者や保護者との相談、アドバイスの積極的な実施について申入れを行っており、実際に保護者面談を行っているケースもある。」旨の</p>

	<p>説明を受けましたが、ひとり親家庭の子どもが抱える課題に対応し、生活習慣の習得支援や学習支援を行うという委託事業の目的を踏まえ、長期欠席者だけでなく通常の利用者や保護者に対する支援についても積極的にを行うように努めてください。</p> <p>なお、他の部局において、本委託事業と同じ趣旨の学習支援事業である宝塚市生活困窮世帯学習支援事業が実施されています。互いに両事業の重複利用を禁じていますが、それぞれの事業の利用者間で差異や委託内容に不合理が出ないように、また両事業を統合することでより効果的な事業にできないかなど検討を行ってください。</p>
--	--

<p>措置結果又は方針の内容（時期・内容等）</p>	<p><u>令和3年5月21日 措置通知</u></p> <p>契約手続における見積依頼書と見積書の取扱いについては、契約行為の適正性に鑑み、今後、今回のような齟齬が生じることのないように契約手続を遵守し、慎重に事務に取り組みます。</p> <p>業務委託設計書の作成に当たっては、単価、数量の根拠を明確にするとともに年度間の比較を行い、契約仕様内容との整合性の確認など適切な事務となるように見直します。</p> <p>令和2年度の変更設計額において、当初契約時の落札率を乗じずに変更契約をしていた件については、今後、このような間違いが再発しないよう、契約課が作成されている契約マニュアルを遵守し、正しい事務執行となるように取り組みます。</p> <p>生活習慣の習得支援などの生活支援については、単に長期欠席者へのアドバイスだけに留まることがないように、利用者や保護者に資する支援となるように業務改善に努めます。また、事業報告書において、具体的にどのような助言や支援を行っているのかを記述するように事業者と調整します。</p> <p>類似事業である「宝塚市生活困窮世帯学習支援事業」を実施しているせいかつ支援課とは今年度中に協議を行い、事業統合の是非を含め、両事業の効果的な実施に向けて取り組みます。</p> <p>(添付資料)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 2 3
----------------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	51

時期	令和3年2月18日 報告																																																		
種類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他																																																		
担当課	子ども未来部 子ども家庭支援センター																																																		
項目	きらきら子育てメールについて																																																		
監査結果 （意見等） の内容	<p>本市では、妊娠期や育児中の不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整えるため、子どもの成長過程に応じた適切な子育て情報を提供することを目的に、平成28年度から、妊婦、3歳未満児の保護者、その家族を対象に、きらきら子育てメールを配信しています。きらきら子育てメールでは、出産予定日又は子どもの生年月日を登録することで、その時期に合わせた胎児・赤ちゃんの成長の様子や、出産・育児のアドバイス等の情報を母子保健事業、子育て支援事業等の行政サービスの案内とともにメール配信しています。</p> <p>平成28年度から令和2年度までの登録状況を確認したところ、次表のとおりとなっていました。</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>種別</th> <th>配信者数①</th> <th>対象人員②</th> <th>割合①/②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">H28</td> <td>産前</td> <td>48</td> <td>1,747</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>産後（0～3歳誕生日まで）</td> <td>470</td> <td>5,517</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H29</td> <td>産前</td> <td>50</td> <td>1,749</td> <td>2.9%</td> </tr> <tr> <td>産後（0～3歳誕生日まで）</td> <td>759</td> <td>5,462</td> <td>13.9%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H30</td> <td>産前</td> <td>33</td> <td>1,600</td> <td>2.1%</td> </tr> <tr> <td>産後（0～3歳誕生日まで）</td> <td>912</td> <td>5,419</td> <td>16.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H31・R1</td> <td>産前</td> <td>50</td> <td>1,588</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>産後（0～3歳誕生日まで）</td> <td>837</td> <td>5,149</td> <td>16.3%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">R2.12月末</td> <td>産前</td> <td>105</td> <td>1,034</td> <td>10.2%</td> </tr> <tr> <td>産後（0～3歳誕生日まで）</td> <td>717</td> <td>4,898</td> <td>14.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象人員：産前は、妊婦及びその家族（妊娠届出数） 産後は、0～2歳の子どもの保護者及びその家族（0～2歳人口）</p> <p>配信者数は増加傾向にありますが、令和2年度12月末時点の配信者数の合計822人に対し、令和2年度事業費として委託料が130万円であり、配信者1人当たり約1,600円の費用が発生していることを鑑みると、事業目的の意義は理解しますが、費用対効果の観点からは十分ではないと感じざるを得ません。</p> <p>子育て情報は、民間事業者においてもインターネット等で広く発信されています。民間事業者ではなく、あえて市が実施するのであれば、市独自の情報をできる限り増やし、魅力付けを行っていくとともに、将来的には、子育て世代に浸透しているLINE等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）での情報配信についても、費用対効果を考慮した上で検討する必要があるのではないかと考えます。</p> <p>引き続き、対象者への効果的な周知を行い、配信内容等を工夫することで、利用者の増加に努めてください。</p>	年度	種別	配信者数①	対象人員②	割合①/②	H28	産前	48	1,747	2.7%	産後（0～3歳誕生日まで）	470	5,517	8.5%	H29	産前	50	1,749	2.9%	産後（0～3歳誕生日まで）	759	5,462	13.9%	H30	産前	33	1,600	2.1%	産後（0～3歳誕生日まで）	912	5,419	16.8%	H31・R1	産前	50	1,588	3.1%	産後（0～3歳誕生日まで）	837	5,149	16.3%	R2.12月末	産前	105	1,034	10.2%	産後（0～3歳誕生日まで）	717	4,898	14.6%
	年度	種別	配信者数①	対象人員②	割合①/②																																														
	H28	産前	48	1,747	2.7%																																														
		産後（0～3歳誕生日まで）	470	5,517	8.5%																																														
	H29	産前	50	1,749	2.9%																																														
		産後（0～3歳誕生日まで）	759	5,462	13.9%																																														
	H30	産前	33	1,600	2.1%																																														
		産後（0～3歳誕生日まで）	912	5,419	16.8%																																														
	H31・R1	産前	50	1,588	3.1%																																														
		産後（0～3歳誕生日まで）	837	5,149	16.3%																																														
R2.12月末	産前	105	1,034	10.2%																																															
	産後（0～3歳誕生日まで）	717	4,898	14.6%																																															

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p><u>令和3年5月21日 措置通知</u></p> <p>きらきら子育てメールについては、これまで以上に民間では困難な、信頼性のある市独自の情報を継続して発信出来るよう努めていきます。LINE版導入については、委託事業者から参考見積書を徴収した結果、メール版からの移行による委託料増が判明したため、令和3年度は見送ったところです。今後は、導入に向けた検討を継続するとともに、同事業の費用対効果を最大にしていくため、おめでとうカードに加えて、利用者の声を掲載したチラシを新たに作成するなど、対象者への効果的な周知を行い、配信内容を工夫することで、利用者の増加に努めます。</p> <p>（添付資料）</p> <ol style="list-style-type: none">123
---------------------	---

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	52

時期	令和3年2月18日 報告																																								
種類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他																																								
担当課	子ども未来部 子ども発達支援センター																																								
項目	障害児相談支援事業について																																								
監査結果 （意見等） の内容	<p>障害児相談支援事業とは、障碍のある児童が児童通所支援等の障害福祉サービスを受ける際、心身の状況や家庭環境等に応じた適切な障害福祉サービスの提供が受けられるように、専門職である相談支援専門員が利用計画案を作成するものです。</p> <p>所管課では、平成25年度の事業開始以来、定期的に相談支援専門員を増員しつつ、令和2年度は正規職員4人、会計年度任用職員1人の合計5人の相談支援専門員で、新規相談、利用開始から6箇月後のモニタリング、利用開始から1年ごとの更新等に係る利用計画案の作成に対応してきました。</p> <p>平成28年度から令和2年度までの利用者数及び利用計画案の作成状況は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="438 918 1284 1265"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">利用者数 (人)</th> <th colspan="4">利用計画案の作成件数（件）</th> </tr> <tr> <th>新規①</th> <th>モニタリング②</th> <th>更新③</th> <th>合計 ①～③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>467</td> <td>155</td> <td>251</td> <td>383</td> <td>789</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>582</td> <td>119</td> <td>259</td> <td>517</td> <td>895</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>614</td> <td>117</td> <td>207</td> <td>522</td> <td>846</td> </tr> <tr> <td>H31・R1</td> <td>698</td> <td>151</td> <td>249</td> <td>555</td> <td>955</td> </tr> <tr> <td>R2.12月末</td> <td>745</td> <td>86</td> <td>170</td> <td>499</td> <td>755</td> </tr> </tbody> </table> <p>モニタリング：利用開始から6箇月後の見直し（プラン変更含む） 更新：利用開始から1年ごとの計画の見直し、作成</p> <p>利用者数及び利用計画案の作成件数の増加に対する実施体制について、所管課に確認したところ、「当初は、所管課において就学前児童の利用計画案を優先に作成し、就学後に市内の同種の民間事業所へ移行してもらうことで、新規相談に対応する予定であったが、民間事業所においても既存の利用者が多く、新たな利用者の受入れが難しいため、現在、所管課での新規相談については、申込みから利用計画案作成まで3箇月から4箇月程度の時間を要している。」旨の説明を受けました。</p> <p>所管課の実施体制が整わないことで、利用計画案作成まで数箇月も掛かり、利用者が希望してもすぐに障害福祉サービスが受けられないことは、大きな課題であると考えます。</p> <p>なお、障害福祉サービスの利用に当たって、相談支援専門員が利用計画案を作成するのではなく、セルフプラン（利用者本人又は保護者が利用計画案を作成する）を導入している自治体もありますが、専門的な観点から定期的にケアマネジメントを行うこと等の必要性を鑑み、本市（障害福祉課）においては、基本的には実施していません。</p> <p>所管課においては、現状の課題を解消すべく、業務の効率化や事務分担の見直し等、事務改善について検討した上で、他自治体の事例も研究しながら、適切な実施体制の確保に努めてください。</p>	年度	利用者数 (人)	利用計画案の作成件数（件）				新規①	モニタリング②	更新③	合計 ①～③	H28	467	155	251	383	789	H29	582	119	259	517	895	H30	614	117	207	522	846	H31・R1	698	151	249	555	955	R2.12月末	745	86	170	499	755
年度	利用者数 (人)			利用計画案の作成件数（件）																																					
		新規①	モニタリング②	更新③	合計 ①～③																																				
H28	467	155	251	383	789																																				
H29	582	119	259	517	895																																				
H30	614	117	207	522	846																																				
H31・R1	698	151	249	555	955																																				
R2.12月末	745	86	170	499	755																																				

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p><u>令和3年5月21日 措置通知</u></p> <p>令和3年4月1日から、保育士の相談支援員を1名増員することにより、相談受付を拡充し対応することで、数箇月の待機期間の解消を図ります。</p> <p>しかしながら、今後も利用者の増加傾向が見込まれることから、他の事業所の実施状況を視察し、面談内容や、プラン等作成書類の見直しについて、障害福祉課と協議の上、実施体制の確保に努めます。</p> <p>また、セルフプランについては、利用者からの希望がある場合のみ実施し、その場合の情報提供に関して、障害福祉課と連携する仕組みを検討していきます。</p> <p>（添付資料）</p> <ol style="list-style-type: none">123
---------------------	--

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	53

時 期	令和3年2月18日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	子ども未来部 保育企画課・保育事業課共通
項 目	保育所等の待機児童対策について
監査結果 （意見等） の内容	<p>本市の待機児童数の推移は、平成28年4月の34人に対して、平成30年4月に116人、平成31年4月に159人、令和2年4月に141人と増加傾向にあります。近年、就学前児童数は減少している傾向が見られ、また、これまで私立保育所の整備により、平成30年度以降410人の定員増に取り組んできたにもかかわらず、待機児童数が増加していることから、それを上回る保育需要が生じていることが分かります。</p> <p>このような状況の中、令和3年度に向けて、はなみずき保育園分園の増築により20人の定員増を見込んでいるものの、その一方で令和2年度末をもって指定保育所2園が閉園する予定であり、これにより63人分の定員枠が減少する見込みとなっています。これでは待機児童数は減少するどころか、更に増加する可能性が高くなるものと考えられます。</p> <p>今後の待機児童対策について確認したところ、「令和4年度以降は認可保育所の整備により定員増に向けて取り組んでいく。」旨の説明を受けましたが、令和2年2月に策定された宝塚市次世代育成支援行動計画たからっ子「育み」プラン後期計画において、重点的な取組として「保育所の待機児童の解消に向けた定員確保方策の検討」が掲げられていることから、認可保育所の誘致整備や保育所定員の弾力化など、待機児童解消に向けて多様な方策を検討するとともに、将来の保育需要数を見据えながら計画的かつ効果的に取り組むよう努めてください。</p>

措置結果又は方針の内容 （時期・内容等）	<p><u>令和3年5月21日 措置通知</u></p> <p>第2期宝塚市次世代育成支援行動計画たからっ子「育み」プラン後期計画において、令和2年度以降5年間の保育需要を見込み、保育需要に合わせて認可保育所の定員拡充などにより保育の受け皿を確保することとしています。</p> <p>令和3年度は、認可保育所分園の設置により定員の拡充を検討していますが、待機児童の解消に向けて、今後の保育需要を再確認するとともに、多様な方策についても検討し、計画的に保育の定員を確保していきます。</p>
	<p>（添付資料）</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p>

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	54

時 期	令和3年2月18日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	子ども未来部 保育企画課
項 目	市立保育所における給食食材の調達について
監 査 結 果 (意見等) の内容	<p>市立保育所における給食食材の調達については、保育企画課の栄養士が作成した献立に基づき、各保育所の調理員が必要な食材分量を各保育所の児童数に応じて算出し、発注しています。発注に当たっては、肉、魚、野菜など食材の種類ごとに、また保育所が所在するエリアごとに発注する業者をあらかじめ決めていきます。</p> <p>食材の種類のうち野菜の調達状況について、令和2年10月の給食分を確認したところ、A業者とB業者の食材単価を比較すると、A業者からの納入額の方が約20%高いことが判明しました。一概には言えませんが、令和元年度決算における市立保育所の賄材料費のうち、A業者に支払った野菜に係る賄材料費から差分である20%分を算出すると年間約150万円の差額になります。</p> <p>このことについて所管課に確認したところ、「以前からA業者は他の業者と比較して食材単価が高いと現場の調理員からも指摘があり、そのように認識はしていた。同じ食材でも業者が違うため納入額に差が出る場合があるが、大きく差がある場合には業者と協議を行い、納入額を下げてもらおうよう申入れをしている。」旨の説明を受けました。</p> <p>しかしながら、最近においても依然として納入額に大きな差が出ていることから、状況としては改善されていないと言わざるを得ません。これは納入業者が固定化しており、競争性が十分に働いていないことが原因ではないかと考えられます。</p> <p>今後は、できるだけ業者間の競争性が働くような仕組みを検討するとともに、毎日、少量を発注するのではなく、一定保存が可能な食材については、ある程度の量をまとめて発注するなど、一定の質を保ちながらできるだけ安価に給食食材を調達するよう努めてください。</p>

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p>令和3年5月21日 措置通知</p> <p>公立保育所の給食用食材の納入にあたっては、配達等の理由により納入業者の統一が難しい状況です。</p> <p>このような状況の中、令和元年10月からの保育料無償化に合わせて3歳以上児の副食費を徴収することになり、賄材料費の抑制に向け、業者と価格の交渉をしてきましたが、一部の業者において納入価格が高騰しているなど、各園の賄材料費が異なっています。</p> <p>今後は、業者間の競争性が働くように他の業者との比較を明確にし、食材料費の適正化に努めるとともに、現在、行っている一定保存が可能な食材の一括発注について、さらに、食材を追加できないか等検討を進めます。</p>
	<p>(添付資料)</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p>

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	55

時 期	令和3年2月18日 報告
種 類	<u>1 定監</u> 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	子ども未来部 青少年課
項 目	地域児童育成会における会計年度任用職員（月額）の時間外勤務について
監 査 結 果 （意見等） の内容	<p>令和2年度上半期（4月から9月まで）の地域児童育成会（以下「育成会」という。）における時間外勤務時間数は、最も多い育成会で合計381時間、最も少ない育成会で36時間であり、1人当たり平均時間数でも最も多い育成会で150時間、最も少ない育成会で18時間となっており時間外勤務時間数に大きな開きがありました。</p> <p>各育成会で時間外勤務時間数に差が出ている原因について、所管課に確認したところ、「行事の準備やその他の事務処理、児童や保護者への個別事案、支援員の習熟度、児童数等様々な理由が考えられる。また、補助員の退職や支援員の病気療養などで他の職員の負担が増えたケースもある。」旨の説明を受けました。</p> <p>また、時間外勤務・休日勤務取扱要綱に基づき、「時間外勤務命令簿により、あらかじめ所属長が職務内容、勤務命令時間について、従事者に命令する。」という手続も徹底されておらず、各育成会における勤務状況の把握が十分に出来ていないのではないかと考えます。出先職場であるため時間外勤務の事前承認が難しいことは理解しますが、時間外勤務の事前事後承認の手法について検討するとともに、特定の育成会や職員に負担が偏らないよう適正な人員配置や業務分担の見直し等により、時間外勤務の削減とアンバランスの解消に努めてください。</p>

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p>令和3年5月21日 措置通知</p> <p>時間外勤務の事前承認につきましては、月ごとに時間外勤務予定表の提出をさせるなど、事前命令に準じた方策を検討し対応していきます。また、毎月、時間外勤務の実績を育成会単位で集計し、一覧表を配信するなど、時間外勤務の実態を意識させることで各育成会における時間外勤務に対する意識改革を図るとともに、各育成会ごとに行事等のイベントの開催頻度に偏りが生じないように平準化を図ることで時間外勤務のアンバランスの解消に努めます。</p>
	<p>（添付資料）</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p>

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	56

時 期	令和3年2月18日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	子ども未来部 保育事業課（各私立保育所共通）
項 目	私立保育所運営費助成金における保育士宿舍借上げ支援事業について
監査結果 （意見等） の内容	<p>保育士宿舍借上げ支援事業（以下「宿舍借上げ事業」という。）は、宝塚市私立保育所運営費助成金交付要綱（以下「助成金交付要綱」という。）第2条第9号に規定されている事業で、保育士の人材確保、就職継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的としており、保育施設の運営法人が保育士を居住させるために借り上げた宿舍に係る費用について、対象保育士一人当たり月額82,000円の4分の3の額を上限に補助を行うものです。宿舍借上げ事業に係る助成金交付要綱の改正は令和元年10月1日から施行、平成31年4月1日から遡及実施されており、令和元年度の実績は、対象保育士3人、補助金額計31万円となっています。</p> <p>この実績報告の状況について確認したところ、最終の交付決定を行っている令和2年3月31日付け「2019年度私立保育所運営費助成金変更交付決定通知書」で交付条件として「実績報告は、令和2年（2020年）5月29日（金）までに行うこと。」と実績報告の提出を求めており、交付決定の根拠として宿舍借上げ事業が含まれているにもかかわらず、この実績報告に当たる「2019年度私立保育所運営費助成事業実績報告書」には宿舍借上げ事業に係る実績の記載がありませんでした。その結果、交付決定額と実績報告額に差が生じています。</p> <p>このことについて所管課に確認したところ、「年度途中から実施したこと、対象施設が少数であること、また、国の補助対象事業であるため年度末に早期に実績額を確定する必要があるが、添付資料が多いことから、事務処理の都合上、別途実績報告を求めた。」旨の説明を受けました。</p> <p>確かに、宿舍借上げ事業実施要綱第10条に基づく実績報告が別途提出されていることは確認できましたが、宿舍借上げ事業が助成金交付要綱第2条第9号に規定されていることに鑑みると、私立保育所運営費助成事業の実績報告に記載しなくてもよい理由にはならないと考えます。実績報告は、事業が交付決定内容に沿って実施されているかを確認するものです。コロナ禍で事務が煩雑になっていることは一定理解できますが、所管課においては、適切な実績報告を求めるよう努めてください。</p> <p>なお、令和2年度からは保育運営事業費の使途が明確化され、積立金支出等ができないよう要綱改正されていますが、助成金交付要綱第2条各号の事業ごとに収支が明確に比較できる様式となるよう各様式の整備を図ってください。</p>

措置結果又は方針の内容（時期・内容等）	<p>令和3年5月21日 措置通知</p> <p>令和2年度の実績報告から他の事業と同様に私立保育所運営費助成事業の実績報告に含めるよう取扱いと報告書の様式を変更しました。</p> <p>（添付資料）</p> <ol style="list-style-type: none">1 2020年度実績報告書23
---------------------	--

2020年度私立保育所返還金調書

	助成事業名	A 助成額	B 支出額	C 残余金 (A - B) 注: マイナスの場合は「△」表示	《Cのうち》	E 返還金
					D 他事業との流用分	
①	保育運営事業	様式6-2の1 収入合計額欄の額 0 円	様式6-2の1 支出合計額欄の額 0 円	0 円 余りは②～⑦の事業へ流用可	・職員基準配置事業へ 円 ・延長保育事業へ 円 ・特別支援保育事業へ 円 ・一時預り事業へ 円 ・保育所地域活動助成事業へ 円 ・地域子育て支援拠点事業へ 円	0 円
②	職員基準配置事業	0 円 職員延人数 0 人 職員延人数 0 人 (子育て支援員) 0 円 職員延人数 0 人 職員延人数 0 円 職員延人数 0 人	様式6-3のその他の合計額 0 円 (①保育運営事業対象分は除く)	その他 0 円 余りは③～⑦の事業へ流用可	・職員基準配置事業へ 円 ・延長保育事業へ 円 ・特別支援保育事業へ 円 ・一時預り事業へ 円 ・保育所地域活動助成事業へ 円 ・地域子育て支援拠点事業へ 円	0 円
③	延長保育事業	0 円 (1時間延長分) 0 円 (2時間延長分) 0 円	様式6-4のその他の額 0 円 (延長標準時間) 0 円 (①対象分は除く)	0 円		0 円
④	特別支援保育事業	職員延人数 ・専任 0 人 0 円	様式6-5の計欄の延月数(人) ・専任 人 様式6-5のその他の額 0 円	0 円		0 円
⑤	一時預り事業	0 円	様式6-6のその他の合計額 0 円	0 円		0 円
⑥	保育所地域活動助成事業 (一般事業) (子育て支援事業)	0 円 0 円	【様式6-7の1もしくは2】の合計額 円 円	0 円 0 円		0 円 0 円
⑦	地域子育て支援 拠点事業	0 円	【様式6-7の3】の合計額 0 円	0 円		0 円
⑧	保育所施設等 借上事業	0 円	【様式6-7の4】の4合計額 0 円	0 円		0 円
⑨	保育士宿舍借り上げ 支援事業	0 円	【様式6-7の4】の5合計額 0 円	0 円		0 円
	合計					0 円

の箇所に入力してください。

監査結果（意見等）事項整理票

整理番号	年度	番号
	02	57

時 期	令和3年2月18日 報告
種 類	1 定監 2 財援 3 工監 4 随監 5 住監 6 決算 7 例月 8 その他
担当課	子ども未来部 青少年課（萬年青友の会関係）
項 目	放課後児童健全育成事業費補助金について
監 査 結 果 （意見等） の内容	<p>放課後児童健全育成事業費補助金は、宝塚市放課後児童健全育成事業実施要綱に規定する放課後児童健全育成事業を行う者に対し、事業に要する経費の一部を補助するものです。</p> <p>令和元年度の実績内容について確認したところ、事前に提出された宝塚市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）には補助対象経費として定められていない3月分学校休業対応費用（以下「休業費用」という。）の名目で新型コロナウイルス感染症対策費について補助が行われていました。休業費用の補助については、令和元年度に新たに追加されたものであり、本来であれば補助金交付要綱を改正の上、申請団体による変更交付申請や市による変更交付決定の手続を経なければいけないところ、実績報告書での精算をもって休業費用が補助されていました。</p> <p>このことについて所管課に確認したところ、「令和2年3月3日より、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために小学校が一斉臨時休校措置となったことに伴い、民間放課後児童クラブは、本来の放課後からの開所ではなく、午前中からの開所が必要となった。このことに対し、急遽、国の補助金である子ども・子育て支援交付金において、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により春休みの前日までの間、平日において午前中から開所するための経費を補助するメニューが新しく追加された。本市においても民間放課後児童クラブにおける休業費用を対象として計上するために、各民間放課後児童クラブに対し、午前中からの開所のために要した人件費についても従来の実績報告に加えて提出を求めた。はなみきつずクラブからは午前中開所にかかる人件費として37万円の報告を受け、同額を補助するとともに国へ実績報告を提出している。本来であれば国の補助金のメニュー追加に合わせて補助金交付要綱を改正すべきところであったが、改正手続は今回の監査での指摘を受けた後に行った。また、変更交付決定の手続については、失念していた。」旨の説明を受けました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策としての臨時的な補助金であったにせよ、補助金交付要綱の改正を行わないのであれば、代替措置として、所管部長の決裁を受け、補助対象経費、交付要件等の支給根拠を明確にしておく必要があったのではないかと考えます。</p> <p>今後、所管課においては臨時的な補助金の交付であっても、要綱改正若しくは特段の取扱いについて意思決定する決裁などにより補助金の支給根拠を明確にするとともに、補助内容に変更があった場合は、速やかに変更交付の手続を行うなど適切な補助金の執行に努めてください。</p>

<p>措置結果又は方針の内容（時期・内容等）</p>	<p><u>令和3年5月21日 措置通知</u></p> <p>令和元年度の放課後児童健全育成事業補助金における新型コロナウイルス感染症対策費用については、子ども・子育て支援交付金の特例措置分として臨時的な補助金が新設されたことを受けて、民間放課後児童クラブに対して同様の補助を行いました。根拠となる補助金の要綱改正を行わず、支出根拠が明確でないまま補助金の支出を行っていた事実がありました。本来であれば補助金支出の意思決定がされる段階で支出根拠を明確にしておく必要があることから、今後は臨時的な対応が必要となる補助金については、特別決裁処理で対応する等、根拠を明確にした上で補助金の支出を行うよう徹底します。</p> <p>なお、令和2年度における新型コロナウイルス感染症対策費用に関する民間放課後児童クラブへの補助金については、通常の運営費とは別枠で交付申請を受領し補助金を支出しており、この支出根拠については、要綱改正を行わず、特別決裁処理にて対応しています。</p> <p>(添付資料)</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p>
----------------------------	--